

令和5年度学校給食運営計画

本 庄 市
本庄市教育委員会

1. 趣旨

学校給食運営計画は、令和5年度における本庄市児玉地域小中学校の学校給食の運営について定めるものです。

2. 重点的な取組について

学校給食の基本コンセプト「食を通して子どもたちの心身の健全な育成を図る」のもと、「安全でおいしい学校給食」を提供する環境づくりを行っていきます。

〈令和5年度重点的施策〉

(1) HACCP に沿った衛生管理の徹底

- 文部科学省「調理場における衛生管理マニュアル」及び、厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、栄養士を中心とした衛生管理の徹底を図ります。
- ルミテスター等の検査機器を使用した定期的な検査を実施することにより、調理員の衛生意識の向上を図ります。

(2) 給食食材の安全の確保と地産地消の推進

- 安全でおいしい食材の確保と地産地消の推進の観点から、新鮮な地場産野菜を積極的に使用します。
- 情報収集による給食食材の安全確保に取り組むとともに、給食の放射能検査及び細菌検査を引き続き定期的実施します。

(3) アレルギー対応給食の充実

- 「アレルギー対応給食実施基準」に基づき、適切かつ確実な対応が取れるよう、組織的に取り組みます。

(4) 情報発信の充実

- 給食だより・食育だよりのさらなる充実を図ります。

(5) 給食完食の推進

- 「一汁二菜」を基本とした献立の工夫や、食に関する指導を通して、給食の食べ残しを減らす取り組みを行います。

(6) 学校給食費の未納防止

- 学校給食を円滑に運営するためには、給食費の適正な納付が不可欠であることから、平成25年度に導入した学校給食申込制度を継続するとともに、学校との連携強化により、未納防止に取り組めます。

(7) 危機管理体制の見直し

- 安全・安心な学校給食を提供するため、事故の発生要素を限りなくゼロに近づけるよう努めるとともに、万が一、異物混入や食中毒等の事故が発生した場合には、児童生徒への影響を最小限とするため、迅速かつ的確に、また、各学校で統一した対応が取れるように「学校給食における危機管理マニュアル」に基づき運営します。

3. 学校給食運営基準について

過去の給食提供回数				
	H31	R2	R3	R4
稼働可能日数	195	コ	197	193
小学校	190	ロ	190	190
中学校	188	ナ	190	188

(1) 稼働可能日数及び各学校における年間給食日数について

【令和5年度の稼働可能日数：196日】

第1学期：令和5年4月12日（水）～令和5年7月19日（水）

4月	5月	6月	7月		計
13日	20日	22日	12日		67日

*小学校第1学年の給食は、4月17日（月）から開始します。

第2学期：令和5年8月29日（火）～令和5年12月21日（木）

8月	9月	10月	11月	12月	計
3日	20日	21日	19日	15日	78日

第3学期：令和6年1月10日（水）～令和5年3月25日（月）

1月	2月	3月			計
15日	19日	16日			51日

*中学校第3学年の給食は3月13日（水）までとなります。

【令和5年度の年間給食日数】

年間給食日数（上限）	小学校	中学校
	190日	190日

※上記の稼働可能日数から、給食を提供しない日（除外日）を、各学校の行事日等（校外学習、運動会振替日、卒業式等）にあわせ、6日間設定しています。

(2) 学校給食費実費徴収金について

①年額給食費と月額給食費

○小学校 児童及び教職員等

年額 47,150円・月額 4,250円（第1期分のみ 4,650円）

*ただし、小学校第1学年の第1期分は3,915円とします。

平成25年度より、給食指導時間の確保のため、小学校第1学年は2食少ないものとしてきましたが、令和3年度からは、給食開始までの指導内容を更に充実させるため、3食少ないものとします。

○中学校 生徒及び教職員等

年額 55,070円・月額 5,000円（第1期分のみ 5,070円）

*ただし、中学校第3学年の第1期分は、2,680円とします。

公立高校の入試日と合格発表日の2日、卒業式後の給食提供日数6日の計8日分を除いた金額とします。
 ・日額 290円×8日分=2,320円
 ・月額 5,000円-2,320円=2,680円

②月額給食費の特例（牛乳のみ飲用する者）

○小学校 児童及び教職員 月額 1,000円(第1期分のみ 1,090円)

*ただし、小学校第1学年の第1期分は 920円とします。

○中学校 生徒及び教職員 月額 1,000円(第1期分のみ 1,500円)

*ただし、中学校第3学年の第1期分は、540円とします。

※牛乳を飲用しない者については代替飲料を提供するため、特例は適用されません。

【給食費納入期限及び各期の給食費】

納 期		小学校		中学校	
		完全給食	牛乳のみ	完全給食	牛乳のみ
第1期	令和5年4月1日から 同月30日まで	4,650円	1,090円	5,070円	1,500円
		*第1学年 3,915円	*第1学年 920円		
第2期	令和5年5月1日から 同月31日まで	4,250円	1,000円	5,000円	1,000円
第3期	令和5年6月1日から 同月30日まで	4,250円	1,000円	5,000円	1,000円
第4期	令和5年7月1日から 同月30日まで	4,250円	1,000円	5,000円	1,000円
第5期	令和5年8月1日から 9月30日まで	4,250円	1,000円	5,000円	1,000円
第6期	令和5年10月1日から 同月31日まで	4,250円	1,000円	5,000円	1,000円
第7期	令和5年11月1日から 同月30日まで	4,250円	1,000円	5,000円	1,000円
第8期	令和5年12月1日から 同月31日まで	4,250円	1,000円	5,000円	1,000円
第9期	令和6年1月1日から 同月31日まで	4,250円	1,000円	5,000円	1,000円
第10期	令和6年2月1日から 同月29日まで	4,250円	1,000円	5,000円	1,000円
第11期	令和6年3月1日から 同月31日まで	4,250円	1,000円	5,000円	1,000円
				*第3学年 2,680円	*第3学年 540円
月額給食費		47,150円	11,090円	55,070円	11,500円
		*第1学年 46,415円	*第1学年 10,920円	*第3学年 52,750円	*第3学年 11,040円

③日割計算と日額給食費

○日割計算

- a 児童・生徒等の転入・転出等については、転入・転出日から給食回数を計算し、日割計算します。
- b 病気その他を事由とする場合は、学校が給食を中止できた日から起算して連続5日以上に及んだ場合、その日数分を日割り計算し、精算します。
- c 教育実習生等の給食費については、給食回数で日割計算し、徴収します。

○日額給食費

小学校 児童及び教職員 日額 245円

中学校 生徒及び教職員 日額 290円

④日額給食費の特例（牛乳のみ飲用する者）

小学校 児童及び教職員 日額 **58円**

中学校 生徒及び教職員（200ml） 日額 **58円**
（250ml） 日額 **72円**

※牛乳を飲用しない者については代替飲料を提供するため、特例は適用されません。

⑤アレルギー対応によりパン・麺の提供を受けない者の給食費

主食であるパン・麺について、年間を通して提供を受けない場合、該当する食品（ただし、個別包装で、1個あたりの単価が判明しているものに限る。）の実費分を年度末に返金します。

⑥児玉地域小学校管内で転校する場合

転校する日の前日に在籍する学校に、その月の納期の給食費を納入するものとします。

⑦学級閉鎖及び学校閉鎖時の取扱い

学級閉鎖及び学校閉鎖等により、突発的に給食を停止した場合であっても、給食費の徴収はさせていただきます。

ただし、閉鎖期間が長期に及ぶ場合は、「長期欠食」の取扱いの規定を適用する場合があります。

4. 学校給食運営計画の変更について

給食費、給食日数等の計画を変更する場合は、教育委員会において、その都度協議いたします。